

TRADEMARK ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT		
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME		
CONVEYING PARTY DATA			
Name	Formerly	Execution Date	Entity Type
Kanebo Home Products, Ltd.		06/01/2007	JOINT STOCK COMPANY: JAPAN
RECEIVING PARTY DATA			
Name:	Kracie Home Products, Ltd.		
Street Address:	20-20, Kaigan 3-chome, Minato-ku		
City:	Tokyo		
State/Country:	JAPAN		
Entity Type:	JOINT STOCK COMPANY: JAPAN		
PROPERTY NUMBERS Total: 1			
Property Type	Number	Word Mark	
Serial Number:	78927002	ICHIKAMI	
CORRESPONDENCE DATA			
Fax Number:	(202)403-3777		
	<i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i>		
Phone:	202-595-2270		
Email:	KOdedra@OdedraLaw.com		
Correspondent Name:	Kaushal R. Odedra		
Address Line 1:	2020 Pennsylvania Ave, NW #152		
Address Line 2:	ODEDRA LAW OFFICE, PLLC		
Address Line 4:	Washington, DISTRICT OF COLUMBIA 20006		
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	78927002 ICHIKAMI		
DOMESTIC REPRESENTATIVE			
Name:	Kaushal R. Odedra		
Address Line 1:	2020 Pennsylvania Ave, NW #152		
Address Line 2:	ODEDRA LAW OFFICE, PLLC		

OP \$40.00 78927002

Address Line 4: Washington, DISTRICT OF COLUMBIA 20006

NAME OF SUBMITTER:

Kaushal Oedra

Signature:

/KRO/

Date:

08/11/2008

Total Attachments: 8

source=TMP4F#page1.tif

source=TMP4F#page2.tif

source=TMP4F#page3.tif

source=TMP4F#page4.tif

source=TMP4F#page5.tif

source=TMP4F#page6.tif

source=TMP4F#page7.tif

source=TMP4F#page8.tif

IN THE UNITED STATES PATENT AND TRADEMARK OFFICE

In re the Matter of:

Kracie Home Products, Ltd.

Serial No. 78/927,002

Mark: ICHIKAMI (w/Japanese characters)

Power of Attorney

Commissioner for Trademarks
P.O.Box 1451
Alexandria, VA 22313-1451

Applicant hereby revokes all previous powers of attorney and appoints Kaushal R. Odedra, attorney at law, Reg. No. 42046, of the ODEDRA LAW OFFICE, PLLC, to prosecute this application to register a trademark, to transact all business in the Patent and Trademark Office in connection herewith, and to receive the Certificate of Registration.

Said firm is hereby designated Applicant's representative upon whom notice or process in proceedings affecting the mark may be served. Please address all communications to Applicant's attorney as follows:

Kaushal R. Odedra, Esq.
ODEDRA LAW OFFICE, PLLC
2020 Pennsylvania Ave, NW #152
Washington DC, 20006
Phone:202-595-2270
Fax:202-403-3777

Kracie Home Products, Ltd.

Applicant/Owner's Name


Signature

Takashi Funakoshi

Name of Signor

Manager, Intellectual Property Center

Title

July 30, 2008

Date

[translation]

CERTIFICATE OF RECORD OF PARTICULARS

20-20, Kaigan 3-chome, Minato-ku, Tokyo, JAPAN
Kracie Home Products, Ltd.
Corporation No. 0104-01-061849

Trade Name : KANEBO HOME PRODUCTS, LTD.

KRACIE HOME PRODUCTS, LTD.

(Date of Change of Name: June 1, 2007)

(Date Recorded: June 2, 2007)

- translation hereinafter is omitted -

This is a certified extract of all particulars presently in force and effect pertaining to the
aforementioned Company as indicated in the Commercial Register.

April 14, 2008
Tokyo Legal Affairs Bureau
Minato Branch

Seal of:
Hitoshi Igarashi
Registrar

Document No. HA894864 ♣ The items underlined above have been stricken from the record. 6/6

現在事項全部証明書

東京都港区海岸三丁目20番20号
 クラシエホームプロダクツ株式会社
 会社法人等番号 0104-01-061849

商号	カネボウホームプロダクツ株式会社	
	クラシエホームプロダクツ株式会社	平成19年 6月 1日変更
		平成19年 6月 1日登記
商号譲渡人の債務に関する免責	当社は平成18年5月1日事業の譲渡を受けたが、譲渡会社であるカネボウ株式会社の債務について責に任じない。	
本店	東京都港区海岸三丁目20番20号	
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	平成18年 6月 29日変更
		平成18年 7月 13日登記
会社成立の年月日	平成15年1月28日	
目的	1. 下記の製品並びにその原材料及び副製品の製造、加工、売買及び輸出入 (1) トイレタリー商品(石鹸、洗剤、シャンプー、リンス、歯磨)及びその他日用品雑貨 (2) 医薬品、医薬部外品、化粧品及び化粧用具 (3) 各種化学工業品、洗剤、各種工業用薬品 (4) 各種食品及び食品添加物 (5) 衣料品、室内装飾品及び装身具 (6) 飼料、飼料添加物及び動物用医薬品 2. 理容、美容のコンサルタント及び理容、美容雑貨類の売買 3. 理容、美容用及び医療用機器、用具類の売買並びに賃貸 4. 運送、倉庫業 5. 試験・研究・分析業務の受託 6. 前各号に関する各種技術情報の販売、技術指導及び経営指導 7. 前各号に付帯する一切の事業	
発行可能株式総数	39万3144株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 18万8536株	平成18年 7月14日変更
	各種の株式の数 普通株式 9万8286株 優先株式 9万250株	平成18年 7月28日登記
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	

東京都港区海岸三丁目20番20号
 クラシエホームプロダクツ株式会社
 会社法人等番号 0104-01-061849

資本金の額	金36億2000万円	平成18年 7月14日変更 平成18年 7月28日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内 容	<p>普通株式19万6572株 優先株式19万6572株 優先株式の内容 (優先配当) 当社は、剰余金の配当(配当財産の種類を問わない。以下同じ。)の各基準日において、会社法第461条第2項に定める分配可能額が存在するときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録質権者」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、優先株式1株につき分配可能額全額を発行済みの優先株式の数で除した額(1円未満の端数を切り捨てる。)の剰余金の配当をする。 (残余財産の分配) 当社の残余財産(その種類を問わない。以下同じ。)を分配するときは、優先株主又は優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、当該優先株式の1株あたり80,000円を分配する。但し、当該事業年度において、優先配当(但し、当該事業年度における日を配当基準日とする場合に限る。)が支払われた場合においては、その額を控除した額とする。優先株主又は優先登録質権者に対しては、上記の金額のほか残余財産を分配しない。 (議決権) 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 (株式の併合、分割、募集株式等の割当てを受ける権利の付与) 当社は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 (取得請求権) 優先株主は、平成18年7月15日以降、いつでも、当該請求の日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を上限として、優先株式の全部又は一部を、優先株式1株につき80,000円の金銭を交付することと引き換えに取得することを請求することができる。 平成18年 6月29日設定 平成18年 7月13日登記</p>	
役員に関する事項	取締役 中嶋章義	平成20年 3月28日重任 平成20年 4月 4日登記
	取締役 小森哲郎	平成20年 3月28日重任 平成20年 4月 4日登記
	取締役 竹井友二 (杜外取締役)	平成20年 3月28日重任 平成20年 4月 4日登記

東京都港区海岸三丁目20番20号
 クラシエホームプロダクツ株式会社
 会社法人等番号 0104-01-061849

	取締役 林 竜 也	平成20年 3月28日重任
	(社外取締役)	平成20年 4月 4日登記
	取締役 會 田 隆 太 郎	平成20年 3月28日重任
	(社外取締役)	平成20年 4月 4日登記
	神奈川県横浜市青葉区荏子田二丁目14番地1 1 代表取締役 中 嶋 章 義	平成20年 3月28日重任
		平成20年 4月 4日登記
	東京都荒川区南千住六丁目37番9-3102 号 代表取締役 小 森 哲 郎	平成20年 3月28日重任
		平成20年 4月 4日登記
	監査役 岡 本 茂	平成18年 5月 1日就任
監査役 市 川 雄 介	平成18年 5月 1日就任	
(社外監査役)		
監査役 吉 岡 秀 洋	平成20年 3月 5日就任	
(社外監査役)	平成20年 3月10日登記	
会計監査人 あ ず さ 監 査 法 人	平成20年 3月28日重任	
	平成20年 4月 4日登記	
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、会社法第423条第1項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第423条第1項の監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として、免除することができる。</p> <p>平成18年 6月29日変更 平成18年 7月13日登記</p>	
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、会社法第2条第15号に定める社外取締役との間で、会社法第423条第1項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、賠償の責めに任ずるべき旨の契約を締結することができる。</p> <p>当社は、会社法第2条第16号に定める社外監査役との間で、会社法第423条第1項の行為に関する監査役の責任につき、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、賠償の責めに任ずるべき旨の契約を締結することができる。</p>	

平成18年 6月29日変更 平成18年 7月13日登記	
新株予約権	<p>カネボウホームプロダクツ株式会社新株予約権 新株予約権の数 91個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式9191株(新株予約権1個につき101株)</p> <p>(1) 付与株式数は、本新株予約権の割当日以降、下記(2)に掲げる各事由により、次の算式(以下、「付与株式数調整式」という。)に従って調整され、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は当社により取得されていない本新株予約権(自己新株予約権を除く)の総数を乗じた数とする。</p> $\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>なお、「行使価額」とは新株予約権の行使に際して出資すべき金額をいい、上記において「調整前行使価額」「調整後行使価額」とは、後記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の規定に従って調整される前と後の各行使価額をいう。また、この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(2) 付与株式数調整式により本新株予約権の付与株式数の調整を行う場合については、次に定めるところによる。</p> <p>(i) 株式の分割又は併合が行われる場合。</p> <p>(i i) 後記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(6)により定まる基準価額を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合(無償割当てを含む。)(但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換、取得(会社法第275条の規定に従う場合に限る。))又は行使による場合を除く。))。</p> <p>(i i i) 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が後記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(6)により定まる基準価額を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行又は処分する場合(無償割当てを含む。))。</p> <p>(3) 当社は、上記(2)に定める付与株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な付与株式数の調整を行うものとする。</p> <p>(i) 資本の減少、会社分割、又は合併等のために付与株式数の調整を必要とするとき。</p> <p>(i i) 当社の役員又は従業員に対して新株予約権を付与した場合であって、新株予約権1個あたりの付与株式数が当社普通株式の総数(新株予約権の行使等により生じうる潜在的な株式を含む。)に占める割合を維持するために付与株式数の調整を必要とするとき。</p> <p>(i i i) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により付与株式数の調整を必要とするとき。</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 1717円</p>

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 新株予約権1個につき8383円

(1) 本新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権発行後、下記(3)に掲げる各事由に該当する場合は、次の算式(以下、「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、以下において「既発行普通株式数」には自己株式の数を含まないものとする。

$$\begin{aligned} \text{調整後} &= \frac{\text{調整前行使価額} + \text{本新株予約権の払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの基準価額}}} \\ \text{行使価額} &= \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{1 \text{株当たりの基準価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{1 \text{株当たりの基準価額}}} \times \text{本新株予約権の払込金額} \end{aligned}$$

(3) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(6)に定める基準価額を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合(無償割当てを含む。)(但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の取得(会社法第275条の規定に従う場合に限る。))又は行使による場合を除く。)。なお、この場合、調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が下記(6)に定める基準価額を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行又は処分する場合(無償割当てを含む。))。なお、この場合、調整後の行使価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込(無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降これを適用する。但し、その証券の募集のための株主割当の基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(4) 当社は、上記(1)及び(3)に定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な行使価額の調整を行うものとする。

(i) 資本の減少、会社分割、又は合併等のために行使価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(5) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額と

東京都港区海岸三丁目20番20号
 クラシエホームプロダクツ株式会社
 会社法人等番号 0104-01-061849

	<p>の差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整は行わない。 (6) 行使価額調整式に使用する基準価額とは、以下の数式により計算された価額をいう。</p> $1株あたりの基準価額 = \frac{\text{調整前行使価額} + \text{本新株予約権の払込金額}}{\text{本新株予約権1個あたりの調整前付与株式数}}$ <p>新株予約権を行使することができる期間 2006年7月14日から2014年6月30日まで 新株予約権の行使の条件 なし 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 (1) 当社は、新株予約権者が合意した場合にはいつでも未行使の本新株予約権を取得することができる。 (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、その他企業再編等において当社取締役会が必要と認めるときで、新株予約権者が合意した場合には、当社は本新株予約権の全部を取得することができる。</p>
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成18年 6月29日設定 平成18年 7月13日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成19年 3月29日設置 平成19年 4月 5日登記

平成18年 7月14日発行
 平成18年 7月28日登記

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

平成20年 4月14日
 東京法務局港出張所
 登記官

五十嵐均



整理番号 ハ894864

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

6/6